

お申し込みの際しての注意事項 ＜2＞

＜対象贈与について＞

本サービスは、3親等以内の親族に対する贈与を対象とします。

- 贈与者受贈者とも、当社で口座をお持ちで、贈与者の口座でお預かりしている有価証券を受贈者口座に移管する贈与であることが条件になります。
- 受贈者側に負担を求める負担付贈与など贈与の形式等によりお受けできない場合があります。

贈与を受ける側の口座の状況により追加の書類をいただく場合があります。

- 金商法の定めにより、「契約締結前書面」や「目論見書受理確認書」が必要になる場合があります。

投資信託を贈与する場合、振替数量のご指定は口数のみとなります。

- 金額指定の受発注等で不明な点は担当アドバイザーまでお願いします。

＜税務の取扱いについて＞

本サービスにおける贈与によって、贈与を受ける側に贈与税の申告納税の義務が生じる場合があります。

申告納税義務が生じる例

- ・財産を受ける方(受贈者)の1年間の贈与財産の合計が110万円を超えた場合
- ・財産を受ける方(受贈者)が相続時精算課税の選択を受けていた場合※1
- ・一定額を一定期間贈与することをあらかじめ約束して行う贈与の場合 など

贈与する方に相続が発生した場合、贈与した財産が相続税の課税価格に加算され相続税の対象になる場合があります。

相続税の課税価格に加算される例

- ・財産を受ける方(受贈者)が相続時精算課税の選択を受けていた場合
- ・贈与する方の相続により財産を受けた方が、贈与する方の相続発生前3年以内にその方から贈与を受けた場合※2 など

本サービスでの贈与により財産を取得した日(贈与日)は、原則有価証券の口座移管が完了した日となります。

- お申込みから移管完了までに有価証券の値動きのため贈与対象資産の評価額が変動し、申告が必要になる場合があります。

今後の税制改正・通達の変更などにより取扱いが変更になる場合があります。

税務上の取扱いの詳細については、所轄税務署や税理士等の専門家にご確認ください。

令和5年度の税制改正について(2024年1月1日以降の贈与について適用)

※1 相続時精算課税においても、年間110万円の基礎控除が創設されました。 ※2 暦年贈与の加算期間が、3年から7年に延長されました。

本資料は相続／贈与対策の一般的な考え方と、有価証券の贈与における口座移管手続きについてご紹介したものです。対策にかかわる最終的な決定は、お客様の判断で行っていただくようお願いいたします。当社の証券総合取引口座をお申込みの場合、口座管理料はかかりません。また、証券保管振替機構を通じて他の証券会社へ株券等を移管する場合には、移管する数量に応じて、移管手数料をいただきます。株式等の売買に当たっては、約定代金に対して最大1.43%(最低手数料3,300円;税込み)の委託手数料をいただきます。投資信託へのご投資にあたっては、購入時に「購入時手数料」、換金時に「信託財産留保額」等の費用をご負担いただく場合があります。また保有期間中に「運用管理費用(信託報酬)」や、その他諸費用が信託財産より支払われます。有価証券投資は、価格の変動や発行者の信用状況の悪化などにより損失を生じるおそれがあります。

 いちよし証券

担当者

商号等／いちよし証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第24号 加入協会／日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会
2023年3月いちよし証券作成(AC290323X)

いちよしの生前贈与サービス

つながる想い

お客様の大切な想いを
確実に次世代へつなぎます

いちよしの生前贈与サービス「つながる想い」とは

贈る方、受け取る方ともにいちよし証券に口座をお持ちであれば簡単な手続きでお預かりしている有価証券を受取る方の口座に移すサービスです。
特にお子様、お孫様への贈与でのご利用をおすすめします。ご利用は無料です。

 いちよし証券

相続対策として 「生前贈与」を おすすめします。

贈与税の非課税枠

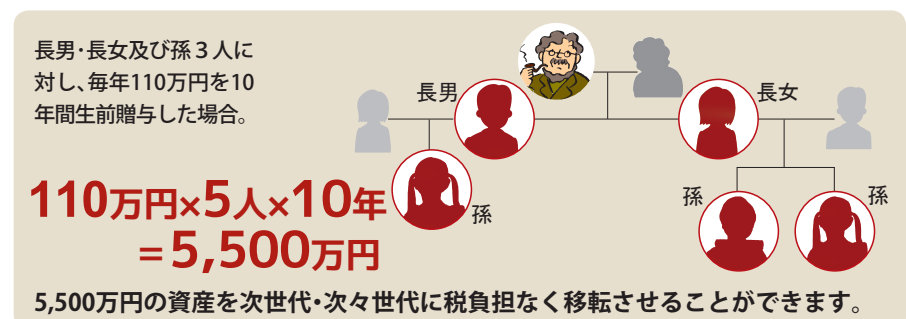
受贈者1人につき
年110万円

つながる想い 7つの特徴

将来の相続発生までに、贈与税の非課税枠を利用

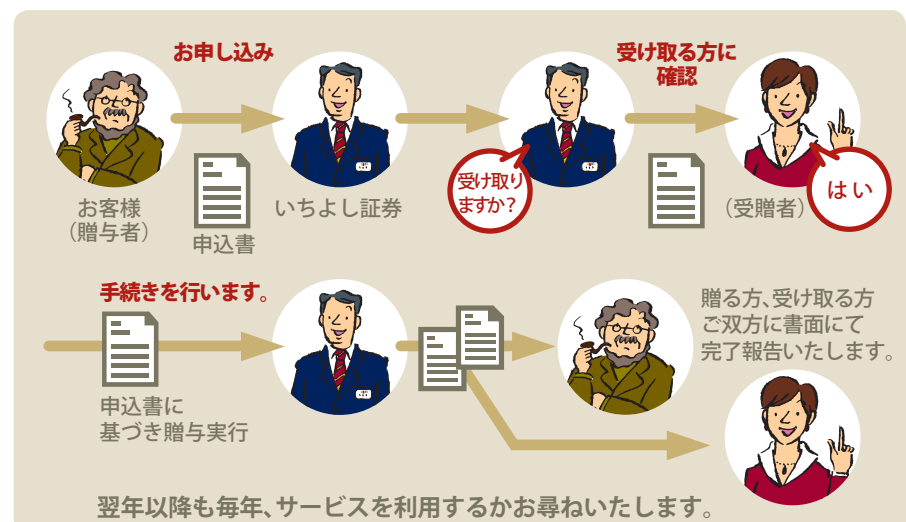
生前から贈与税の基礎控除を利用し、時間をかけ資産を移転していきます。生前贈与が進めば、贈与者の資産が減りますので相続税の負担も減っていきます。

※成長が期待できる株式や投資信託などの有価証券は現金贈与に比べ、将来価値が上昇する可能性があります。有価証券での贈与も検討の価値があります。
※毎年一定額の贈与を一定期間贈与することをあらかじめ約束した場合、毎年の贈与ではなく贈与予定総額に対する贈与とみなされる可能性があります。



※生前贈与イメージ

- 1 贈る方、受け取る方とも **いちよしに口座があればお手続きが簡単です。**
- 2 **受け取る方の意思も確認**いたします。
- 3 受け取る方が**未成年でも対応**いたします。
- 4 贈る方、受け取る方ともに**贈与の記録書類が残せます。**
- 5 **毎年、「今年の贈与はどうしますか」とお伺いします。**
- 6 いちよしでお預かりしている**ほとんどの有価証券が対象**です。
- 7 ご利用は**無料**です。



※サービスイメージ

いちよしの生前贈与サービス

つながる想い

お申し込みに際しての 注意事項<1>

贈与時の 特定口座の扱い

※対象有価証券 株式・株式投資信託等

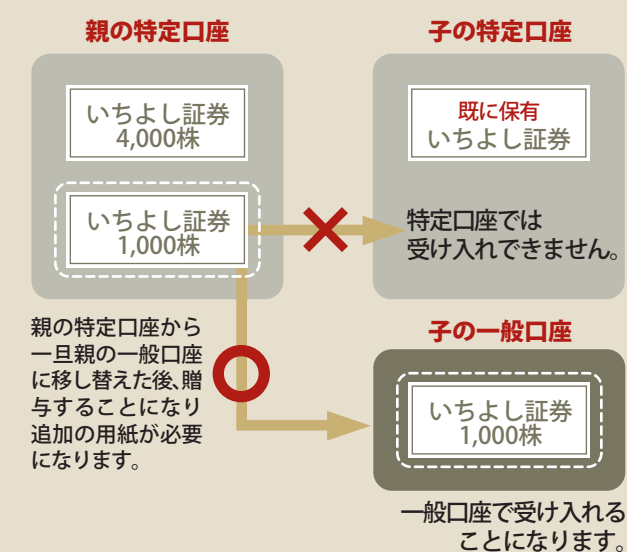
受贈者が特定口座で受け取れない場合があります。

贈与を受け取る方の特定口座に贈与を受ける同一銘柄の有価証券※が既にある場合、特定口座で受けることが出来ず、一般口座で受け入れることになります。

(租税特別措置法施行令第25条の10の2第14項第3号イ・第4号)

例1

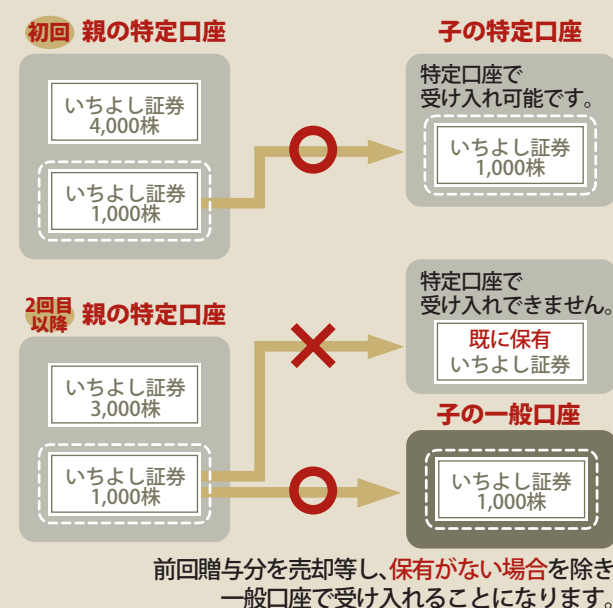
親が特定口座で5,000株保有している「いちよし証券」株式のうち、1,000株を子に贈与したいが、子の特定口座に既に「いちよし証券」を保有している場合。



※一般口座の預かりは、売却時に確定申告が必要になります。譲渡損でも損益通算のためには確定申告が必要です。売却時に支払調書が提出されます。

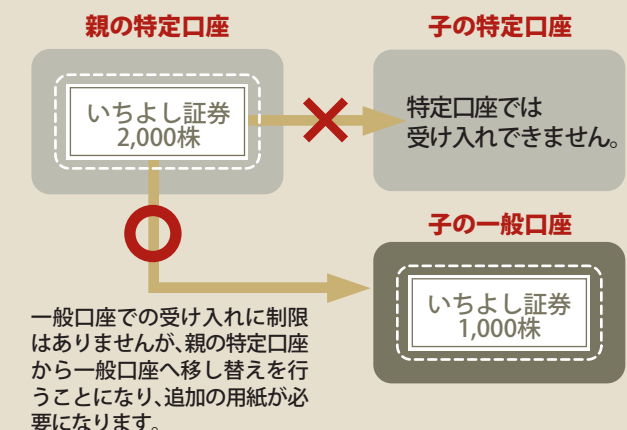
例2

親が特定口座で5,000株保有している「いちよし証券」株式を何回かに分け、「いちよし証券」株式を保有していない子に贈与したい場合。



例3

親が特定口座で2,000株保有している「いちよし証券」株式を、子にすべて贈与し、子の特定口座と一般口座に分けて保有することはできません。



受け入れ可能例

贈与により、贈与側の預かりが無くなる場合、受贈者側の特定口座にすでに預かりがあっても特定口座での受け入れは可能です。

